

マイナンバーカードの普及・利活用拡大

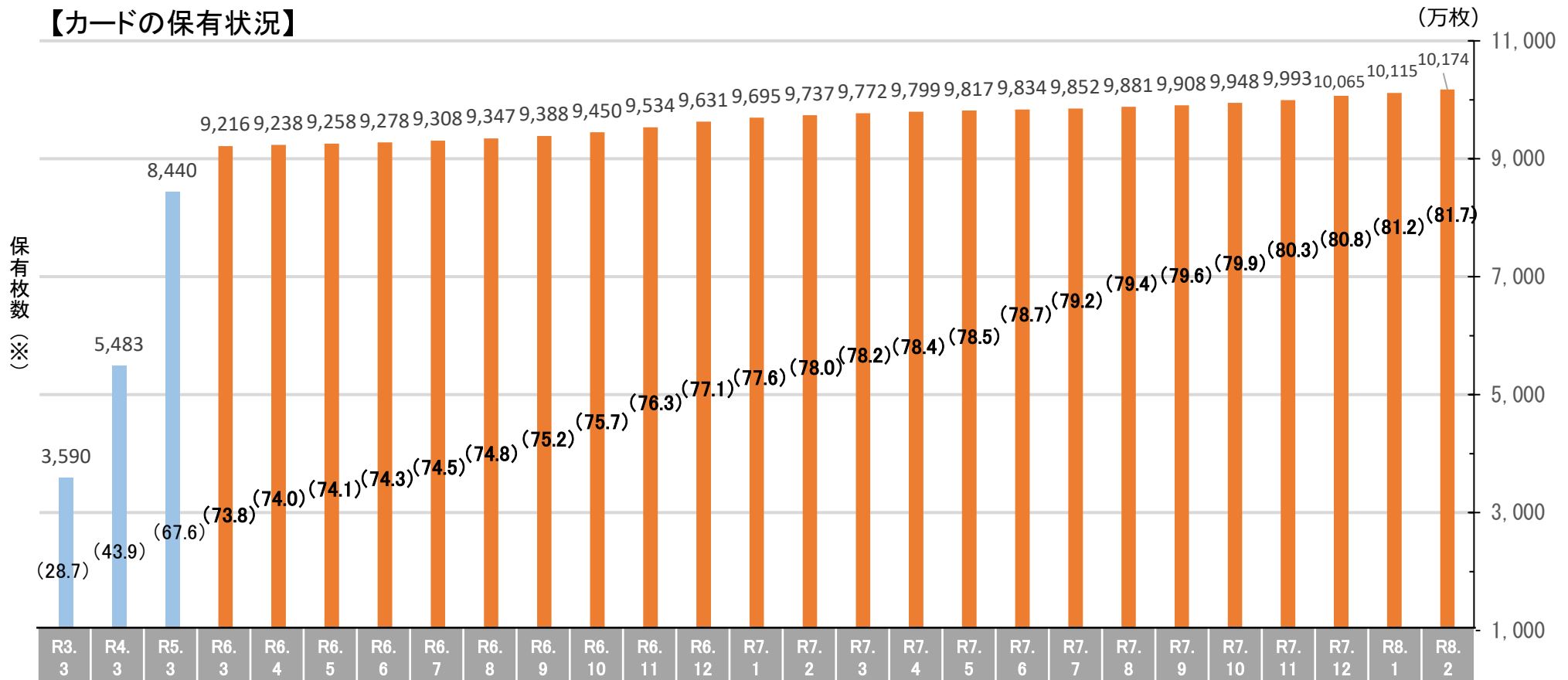
【 目 次 】

1. カードの普及状況・利用シーンの拡大 … p 2 ~ 4
2. マイナ保険証 … p 5 ~ 7
3. マイナ救急 … p 8
4. マイナ免許証 … p 9 ~ 10
5. 地方公共団体のオンライン化・市民カード化の推進 … p11~13
6. カードの民間事業者による利活用シーンの拡大 … p14~16
7. 犯収法・携帯電話不正防止法 … p17~18
8. 公的個人認証サービスを利用した最新の基本4情報提供サービス… p19
9. デジタル認証アプリ … p20~23
10. マイナンバーカード対面確認アプリ … p24~26
11. マイナポータル … p27~29
12. マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載 … p30~33
13. 国家資格等のオンライン・デジタル化 … p34~36
14. マイナンバーカードの普及・利活用に係る広報媒体 … p37~40

マイナンバーカードの保有状況

○ 令和8年2月末時点の保有枚数は約**1億174万**、人口に対する割合は**81.7%**

【カードの保有状況】



※ 令和2年度から令和4年度は累計交付枚数及び人口に対する交付枚数の割合、令和5年度以降は保有枚数及び人口に対する保有枚数の割合

マイナンバーカード・電子証明書の更新を頂くための周知徹底について

- ・ マイナンバーカードの有効期限は10年、電子証明書の有効期限は5年となっているところ、25年度以降の3年間は、更新が多数見込まれる。（25年度2,780万件、26年度2,020万件、27年度2,810万件）
- ・ 保険証として利用されるなど、安全・便利で効率的なデジタル社会の基盤となるマイナンバーカード及び電子証明書を、国民に確実に更新いただくことが極めて重要。
- ・ 政府全体で、国民に対し確実に更新いただくため、手続の必要性について、利用の観点から広く周知を実施することが必要。

参考

(単位：万件)

更新想定件数	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
カード	280	1,200	590	710
電子証明書	690	1,580	1,430	2,100
合計	970	2,780	2,020	2,810

カードの有効期限

→発行の日から10回目の誕生日まで
(18歳未満は5回目の誕生日まで)

電子証明書の有効期限

→発行の日から5回目の誕生日まで

マイナンバーカードが支える、個人に寄り添う、安全・便利なデジタル社会（イメージ）



オンライン市役所化

AIコンシェルジュ

自治体・国の様々な行政手続をスマホから
一人一人に寄り添う公共サービスを、プッシュで実現

令和8年2月末時点

保有数：1億173万7,980枚（約81.7%）

将来像

↑
解決策

課題

給付金のお知らせ
プッシュ型給付



予防接種等
プッシュでお知らせ



サービス案内



子育て支援手続



引越手続



パスポート申請



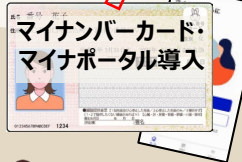
被災者支援



e-Tax



介護手続



マイナンバーカード・
マイナポータル導入

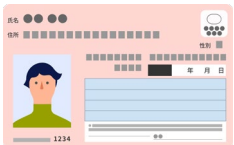


役所に赴き
窓口で手書申請



サービスごとに、カードがバラバラ
なりすまし被害も心配

自分を証明する マイナンバーカード



対面でもオンラインでも
ICチップで確実に



リアルからオンラインへ



マイナ救急



マイナ保険証



お薬手帳



ワクチン
接種証明



診察券等も
マイナンバーカード
一枚へ



マイナ免許証



在留カード



図書館
カード



国家資格証



民間会員証
や社員証
への応用



資格証

なりすましの無い取引へ

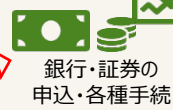
新たなサービスの開拓へ



古物取引
オークション



携帯電話
申込・各種手続



銀行・証券の
申込・各種手続



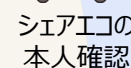
キャッシュレス決済
本人確認



マッチングアプリ



年齢確認等



シェアエコの
本人確認



プロスポーツ等の
ファンサービス



ライブイベント
チケット転売防止



ゴルフ場
顔認証チェックイン
地域振興連携



ネット仮想空間
上の本人確認

安全・便利な 民間ビジネス

なりすましのないサービス・
簡単・迅速・安価な手続へ
サブスクリプション型など、
新たなサービスの開拓へ

Before（課題）

Solution（解決策）

→ Future（将来像）

2024年12月2日から、健康保険証は、 マイナンバーカードを基本とする仕組みに移行しました

マイナ保険証になるとこうなる

医療情報の共有化により、より良い医療を受けることが可能に

正確な情報に基づいた より良い医療が受けられる！

初めて受診する医療機関等でも
医師や薬剤師等に
いつも飲んでいる薬の種類や量を
正確に知ってもらえる



スマホから簡単に 自分の医療情報を確認できる！

過去の健診結果や薬剤情報、
医療費等を自分のスマホで
簡単に確認できる（マイナポータル）



参考：マイナンバーカードの健康保険証のメリット（厚生労働省）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html
マンガでわかるマイナ保険証のメリットを公開中！「データヘルス編」「医療の負担軽減編」「医療の未来編」

令和8年1月末時点 **利用率64.62%**

マイナ保険証のメリット（1/2）

メリット①

全国の薬局で9割導入！

マイナ保険証だと、**薬の重複処方や、飲み合わせのよくない薬**を医師・薬剤師にお知らせ

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、過去に処方された薬の正確な情報が医師・薬剤師に共有されます。また、電子処方箋の導入により最近処方された薬で、薬の重複処方や飲み合わせの調整が必要な薬があった場合、自動で検知され、医師・薬剤師が確認できるしくみも、全国で導入を進めています。

※2026年3月1日時点で約9割の薬局が電子処方箋を導入



メリット②

全国の医療機関・薬局で導入済み

マイナ保険証だと、**病気やケガによる急な入院でも、手続きなしで高額な窓口負担が免除される**

マイナ保険証で受診すると、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立て替え払いが不要となります。



メリット③

2025年10月1日全国一斉開始！

マイナ保険証だと、**急な病気やケガなど“もしも”のときも役立つ**

マイナ保険証を持っていれば、救急搬送時に傷病者本人が受診歴や処方されている薬などを説明できない状況でも、救急隊員がマイナ保険証を読み取って受診歴・診療情報・薬剤情報等の情報を把握できるため、救急活動の円滑化につながります。

※令和8年度は712消防本部(離島等を除く約99%の消防本部)、5,417隊(約97%の救急隊)で実施予定



マイナ保険証のメリット（2/2）

メリット④

2025年2月よりモデル事業実施中！



マイナ保険証だと、患者のカルテ情報を医療機関間で共有 さらに自身でも閲覧可能

マイナ保険証で受診すると、ご本人が同意をすれば、傷病名やアレルギーなど診療に必要な医療情報が医療機関間で共有されるとともに、自分自身でもマイナポータルで閲覧できるようになり、より良い医療の提供が可能となります。

※ 医療機関での検査結果等が、他の医療機関・薬局へ共有されるため、より良い医療の提供に繋がる

メリット⑤

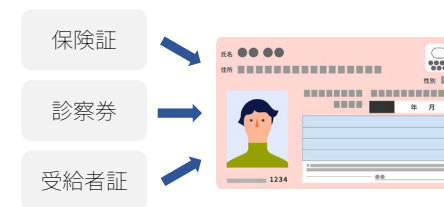
全国で順次拡大中

マイナ保険証だと、マイナンバーカード1枚で受診が可能に

マイナ保険証は、診察券との一体化や予防接種や健診等マイナンバーカード1枚で医療機関を受診できる活用も広がっています。

さらに、マイナ保険証の機能をスマートフォンに搭載し医療機関等で利用できるよう、整備を進めています。

- ・ 診察券を何枚も持ち歩かず **マイナ保険証と一体化**（一部医療機関で実施中）
- ・ **予防接種**や**乳幼児健診**もマイナ保険証で（医療費助成は令和7年度末に約620自治体に拡大予定）
- ・ **スマートフォンのマイナンバーカード**でも受診可能な医療機関を拡大（2025年9月から開始。全国約11.7万の医療機関・薬局で利用可能（2026年3月時点））



マイナ救急〔マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化〕

➤ マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組

1. マイナ救急の流れ

自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる

円滑な搬送先病院の選定や適切な処置が実施できる

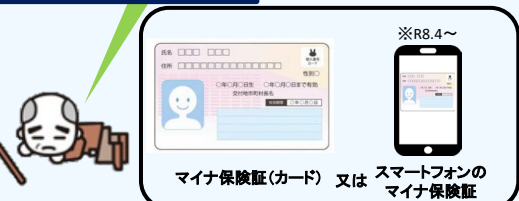
搬送先病院で治療の事前準備ができる

119番通報時



指令員が通報者に対してマイナ保険証の準備を依頼

救急隊到着時



- ・本人確認：救急隊が目視により確認
- ・4桁の暗証番号は原則不要(マイナ保険証(カード)の場合)



カードリーダー タブレット端末

- 【閲覧する情報】
- ・氏名、生年月日、住所
 - ・受診した医療機関名 ・既往歴
 - ・薬剤情報 ・特定健診等情報 等



オンライン資格確認等システム



病院

2. 令和7年度実証事業の結果

○実証規模：全720消防本部、5,334隊（令和7年10月1日から一斉開始）

〈活用事例〉

- ・吐血による出血性ショックの傷病者を搬送中に、マイナ救急で手術歴を確認し、医療機関に伝達、**早期治療で一命を取り留めた**
- ・症状に苦しむ傷病者は通院先の記憶が曖昧であったが、マイナ救急で受診歴等を確認し、**正確な情報を搬送先医療機関へ伝達した**

〈有用性〉

- ・「搬送先の医療機関選定」や「医療機関への引継ぎ」、「情報の正確性の裏付け」に有用性を感じている救急隊が多かった。その中でも、「**情報の正確性の裏付け**」に有用性を感じている救急隊の割合が最も高かった（45.9%）

〈システムの操作性〉

- ・約7割の救急隊員が「特に問題なし」と回答した
- ・「ログインの負担を減らしてほしい」との意見あり

〈認知度・マイナ保険証の携行率〉（インターネット調査R7.8とR7.12）

- ・認知度：15ポイント上昇（23.6→38.6%）
- ・マイナ保険証の携行率：7.3ポイント上昇（37.3→44.6%）

～実証事業の結果～（データ集計期間：R7.12.4～1週間）

- ・情報閲覧件数、実施率（※1）：**13,249件、17.4%**
※1 実施率 = (情報閲覧件数/マイナ救急実施判断件数)
- ・現場滞在時間（現場到着～現場出発）：マイナ救急を実施した事案（※2）の方が1～2分程度短かった
※2 マイナ救急システムへの事前ログインやマイナ救急について事前説明を行っているケースに限定した場合

3. 令和8年度の取組み（各消防本部での本格運用）

- 実施消防本部：712消防本部（離島等を除く約99%の本部）
- 実施救急隊：**5,417隊**（約97%の救急隊）

- ・マイナ保険証を搭載したスマートフォンへの対応を**令和8年4月**から開始
- ・セキュリティ面を確保しながら、**ログインの回数（3回）を減らすなど、運用方法の改善**について検討
- ・医療機関とのより円滑な情報の連携について検討

4. マイナ救急の広報について



マイナ救急普及啓発動画



総務省消防庁HP

- ・政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞広告、バナー広告、雑誌など多様なメディアを活用した積極的な広報を実施
- ・マイナ救急の認知度向上を図るため、動画・ショートムービーを作成し、SNS（YouTube、消防庁X等）で広報を行うとともに、全国の消防本部、都道府県等へ提供

マイナ免許証の概要

○ マイナンバーカードと運転免許証の一体化の周知に係るリーフレット

【表】

令和8年2月末時点 保有者数 2,669,805人
うちマイナ免許証のみ 775,461人
うち2枚持ち 1,894,344人

【裏】

令和7年
3/24
運用開始!

マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。

免許証は選べる3タイプ



※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯

希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

<p>? 一体化のための手続きは?</p> <p> 運転免許センター等で手続きが可能です。免許情報をマイナンバーカードに記録できます。</p>	<p>? 免許情報の確認はどのように?</p> <p> 専用アプリで確認します。券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。</p>
--	---

マイナンバーカードを 免許証として使える! だから、メリットたくさん!



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに!

<p>メリット 1 住所変更等がラクに!</p> <p> 市町村に行くだけ!</p> <p>氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了! 免許センター等での変更手続きが不要になります。</p> <p><small>マイナ免許証のみ保有者</small></p>	<p>メリット 2 オンライン更新時講習が受講可能に!</p> <p> 24時間好きな時に! どこでも講習!</p> <p>マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。</p> <p><small>優良運転者講習 一般運転者講習</small></p>
<p>メリット 3 住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長!</p> <p> 経路地更新 即日完了!</p> <p>住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続(経路地更新)が迅速化されます。</p> <p><small>優良運転者 一般運転者</small></p>	<p>メリット 4 更新手数料が安く!</p> <p> 手数料!</p> <p>マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。</p>

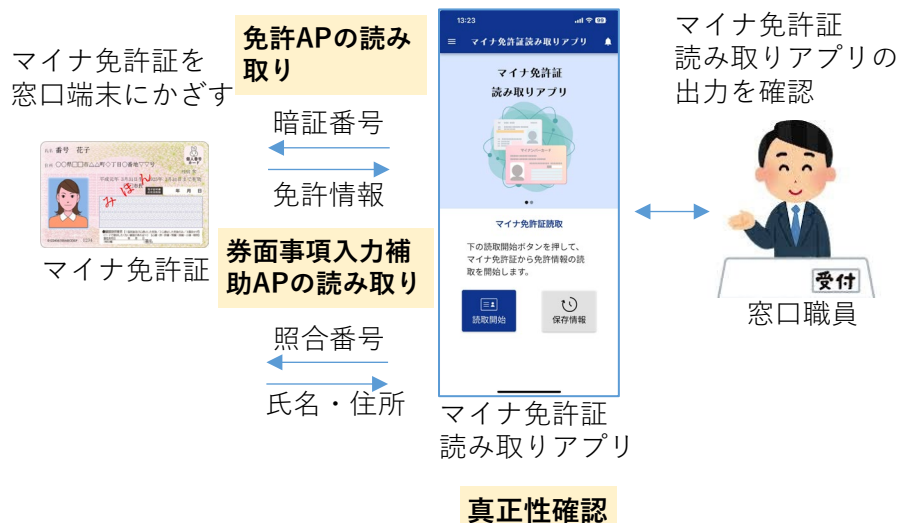
一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続のためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6~16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。

マイナ免許証読み取りアプリ※“民間事業者や行政機関における活用方法”

※警察庁が開発したスマートフォン・パソコン用の読み取りアプリ

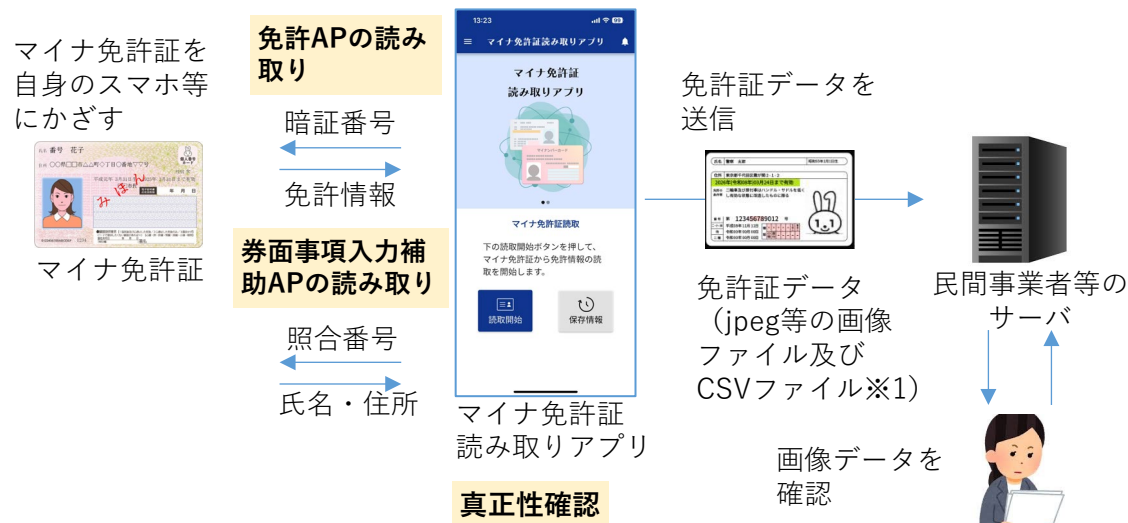
1.対面利用の場合



①窓口にて端末にマイナ免許証をかざし、マイナ免許証用暗証番号および照合番号の元となる、生年月日、有効期限、セキュリティ番号を入力

②窓口職員にてマイナ免許証読み取りアプリが読み取った免許情報や氏名・住所等や、真正性確認結果を確認

2.非対面利用の場合



①利用者が自身のスマホにマイナ免許証読み取りアプリをインストールし、アプリにマイナ免許証用暗証番号および照合番号の元となる、生年月日、有効期限、セキュリティ番号を入力

②マイナ免許証読み取りアプリより免許証データ (画像ファイル及びCSVファイル※1) を出力し、民間事業者等へ送信

③送信を受けた免許証データの画像を確認し、氏名・住所や免許の期限、条件等をシステムに入力

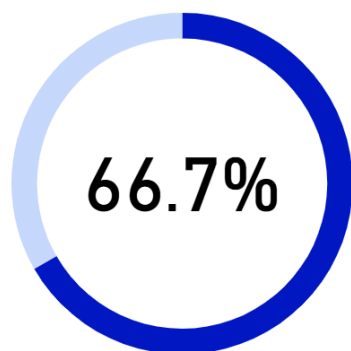
※1 PC版の場合

地方公共団体の行政手続きのオンライン化対応状況

○ 子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況

令和7年度調査（2025年3月31日時点）

子育て・介護関係の全26手続を
オンライン手続きできる自治体の割合



オンライン化が完了した自治体数 / 全自治体数 1,161 / 1,741

凡例

都道府県名（オンライン化が完了した自治体数/全自治体数）

オンライン化が完了した割合（%）

- 青色：100%
- 薄い青色：80%以上100%未満
- 灰色：80%未満

北海道・東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道(147 / 179) 82.1%	茨城県(34 / 44) 77.3%	新潟県(21 / 30) 70.0%	三重県(11 / 29) 37.9%	鳥取県(11 / 19) 57.9%	福岡県(37 / 60) 61.7%
青森県(24 / 40) 60.0%	栃木県(16 / 25) 64.0%	富山県(13 / 15) 86.7%	滋賀県(4 / 19) 21.1%	島根県(13 / 19) 68.4%	佐賀県(16 / 20) 80.0%
岩手県(26 / 33) 78.8%	群馬県(13 / 35) 37.1%	石川県(14 / 19) 73.7%	京都府(9 / 26) 34.6%	岡山県(20 / 27) 74.1%	長崎県(13 / 21) 61.9%
宮城県(16 / 35) 45.7%	埼玉県(33 / 63) 52.4%	福井県(13 / 17) 76.5%	大阪府(19 / 43) 44.2%	広島県(19 / 23) 82.6%	熊本県(38 / 45) 84.4%
秋田県(10 / 25) 40.0%	千葉県(50 / 54) 92.6%	山梨県(26 / 27) 96.3%	兵庫県(25 / 41) 61.0%	山口県(15 / 19) 78.9%	大分県(17 / 18) 94.4%
山形県(17 / 35) 48.6%	東京都(29 / 62) 46.8%	長野県(70 / 77) 90.9%	奈良県(24 / 39) 61.5%	徳島県(19 / 24) 79.2%	宮崎県(24 / 26) 92.3%
福島県(40 / 59) 67.8%	神奈川県(6 / 33) 18.2%	岐阜県(38 / 42) 90.5%	和歌山県(21 / 30) 70.0%	香川県(13 / 17) 76.5%	鹿児島県(12 / 43) 27.9%
		静岡県(22 / 35) 62.9%		愛媛県(20 / 20) 100.0%	沖縄県(21 / 41) 51.2%
		愛知県(34 / 54) 63.0%		高知県(28 / 34) 82.4%	

2025年3月31日時点の数値

※：自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード | デジタル庁 (digital.go.jp)

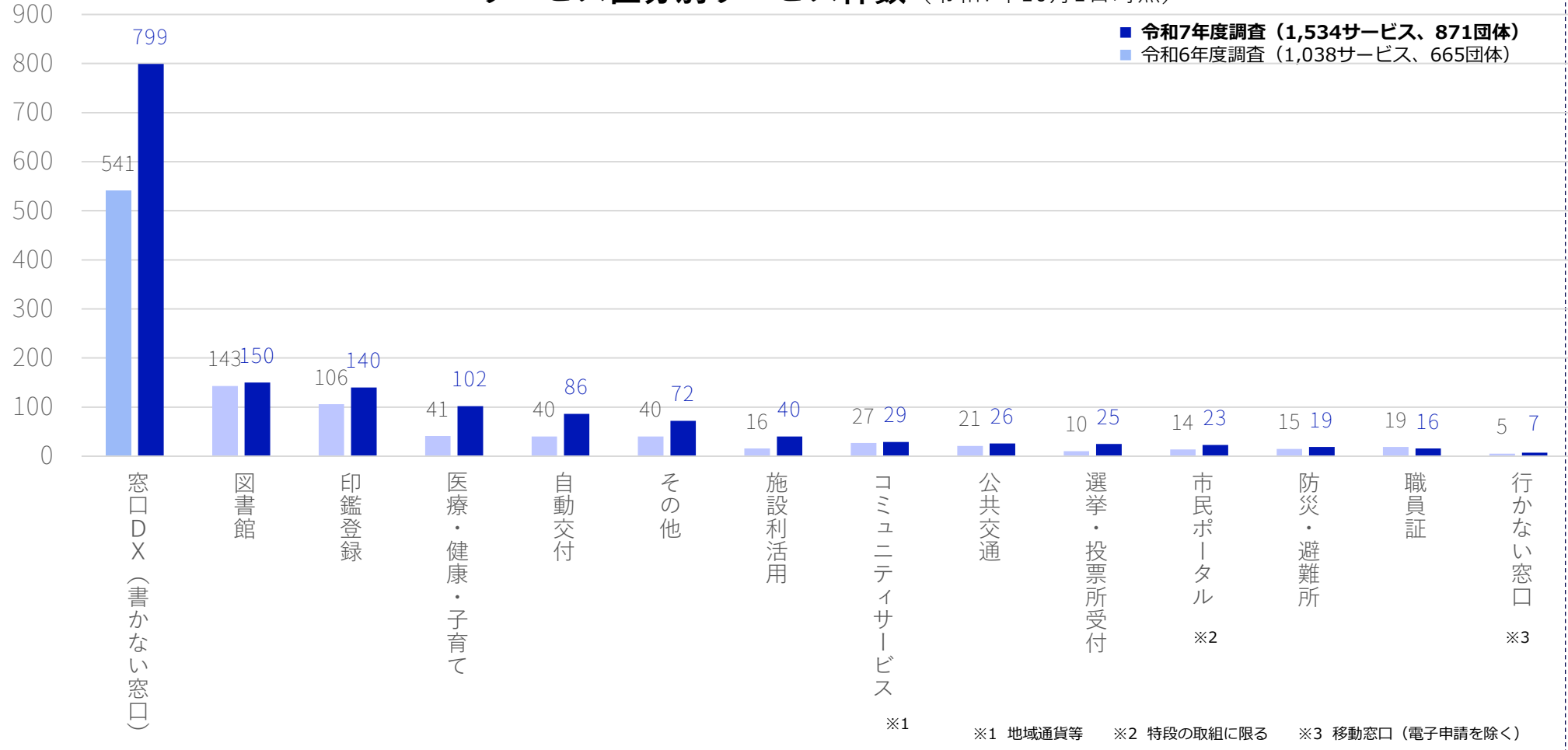
参考（デジタル庁HP）：[【資料2】マイナンバーカードのオンライン市役所構想を進めるために](#)

自治体のマイナンバーカード独自利用状況（オンライン申請・コンビニ交付以外）（サービス区分別）

令和7年度調査（令和7年10月1日時点）

○ 『窓口DX（書かない窓口）』が、令和6年度に続き、大きく増加
 ○ 次いで、『図書館』、『印鑑登録』において利活用されているが、各種サービスでも利用が拡大している

サービス区分別サービス件数（令和7年10月1日時点）



地域未来交付金について

地域未来交付金

地域未来 推進型

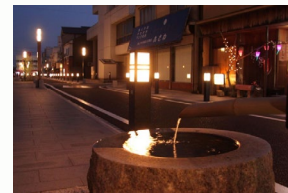
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

公的個人認証サービスの民間事業者における利用状況について

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。
民間事業者1,223社(大臣認定事業者27社、同事業者又はデジタル認証アプリサービスを利用している事業者1,196社)がサービスを提供

【令和8年2月28日現在】

No	業種	社数	主な民間事業者名	主なユースケース
1	金融・保険	687	PayPay銀行、セブン銀行、ソニー銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、福岡銀行、東京スター銀行、スルガ銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、SBI新生銀行、生活基盤プラットフォーム、東日本銀行、高知銀行、長野信用金庫	口座開設時の本人確認、住宅ローン契約時の本人確認
2		40	PayPay証券、SMBC日興証券、マネックス証券、岡三証券、楽天証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、大和証券、野村証券、松井証券、JFX、ヒロセ通商、PWM日本証券、ウィブル証券、デジタル証券	証券口座開設時の本人確認
3		10	イオンフィナンシャルサービス、クレディセゾン、楽天カード、三井住友カード、エポスカード、auフィナンシャルサービス、アコム	クレジットカード発行時の本人確認
4		9	SMBCコンシューマーファイナンス、LINE Credit、アイフル、日本住宅ローン	審査手続き時の本人確認
5		19	auペイメント、GMOペイメントサービス、Kyash、Paidy、PayPay、メルペイ、楽天Edy、アプラス	資金移動口座開設時の本人確認
6		11	bitFlyer Blockchain、JPYC、SBI VCTトレード、コインチェック、ビットバンク、楽天ウォレット、Binance Japan、LINE Xenesis	取引アカウント作成時の本人確認、取引口座開設時の本人確認
7		31	アクサ生命、アフラック生命、かんぽ生命、ジブラルタ生命、ソニー生命、チュールビ生命、ブルデンシャル生命、メットライフ生命、住友生命、第一生命、朝日生命、日本生命、富国生命、明治安田生命、オリックス生命	保険料控除証明書発行時の本人確認、契約者のマイナンバー取得
8		14	ソニー損害保険、楽天損害保険、三井住友海上火災保険、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、大同火災海上保険	保険料控除証明書発行時の本人確認、契約者のマイナンバー取得
9		24	SBI FXトレード、マイナウォレット、セゾン投信、ウェルスナビ、マネーフォワード、スマートバンク、住宅金融支援機構	口座開設時の本人確認
10	情報通信	27	NTTドコモ、ソフトバンク、NTT西日本、NTT東日本、日本通信、ビッグロブ、JCOM、ドリーム・トレイン・インターネット、KDDI、朝日ネット、イオンリテール、TOKAIコミュニケーションズ、GSM Rentafone Pty Ltd、ZTV、楽天モバイル	携帯電話購入時・レンタル時の本人確認
11		82	楽天グループ、DMM.com、LINEヤフー、Liquid、TRUSTDOCK、xID、インターネットイニシアティブ、グラファー、ショーケース、ネクスウェイ、ファミマデジタルワ、大和システム開発、弥生、伊藤忠テクノソリューションズ、キャンマークetingジャパン、リクルート、ドリーム・アーツ、クラスメツド、ブレインストラボ、LayerX、Channel Corporation	eKYCサービス利用時の本人確認
12		6	SMBCクラウドサイン、アドビ、ドキュサイン・ジャパン、リーガル	電子契約サービス利用時の本人確認
13	不動産	9	タビコム、まちペイ、伊豆ファン倶楽部有限責任事業組合、Bot Express、ジモティー	地域サービス登録時本人確認
14		13	三井不動産、野村不動産、ゼンリン、KDX STパートナーズ、穴吹興産	不動産売買/賃貸契約時の本人確認
15		2	エアークローゼット、INFORICH	物品貸出サービス登録時の本人確認
16	小売	13	インターリユース、ソフマップ、山徳、レントリオ、メルカリ、ゲオホールディングス	古物買取時の本人確認
17	運輸	9	Luup、MONET Technologies、西日本旅客鉄道、東急、東京バス協会、東日本旅客鉄道、akippa、ジョルダン	住民限定サービス利用時の本人確認
18	郵便	1	日本郵便	本人確認が必要な郵送物の本人確認
19	生活・娯楽	12	ゴルフダイジェスト・オンライン、ぴあ、playground、U-NEXT、ディー・エヌ・エー、ネクソン、ポケモン、アンビリアル、日本オリンピック委員会、ゲームトレード	チケット購入時の本人確認、事前購入の物販の受取時の本人確認
20		7	IBJ、エウレカ、マリッシュ、タッブル、タメニー、Triplecomma	利用開始契約時の本人確認
21	人材	5	タイミー、パーソルキャリア、ランサーズ、フォーラムエンジニアリング、シェアフル	サービス利用時の本人確認
22	医療・福祉	8	ヘルステック研究所、医療情報システム開発センター、PSP、グッドボタン、日本骨髄バンク、HEMILLIONS、AIBTRUST、C-Rare、フレキシブル	医療情報連携時の本人確認
23	その他	4	近畿大学、東京大学、佐賀大学、関西学院	大学サービス利用時の本人確認
24		2	ファミリーマート、セブン-イレブン・ジャパン	オンラインでの本人確認サービスの提供
25		151	日本コープ共済生活協同組合連合会、JPデジタル、デロイトトーマツコンサルティング、大日本印刷、日本デジタル配信、VCスタートアップ健康保険組合、全国国民年金基金、運転地理検定協会、アイシングループ、カルビー、資生堂、日亜化学工業、農協観光、職員共済組合	サービス利用時の本人確認、従業員のマイナンバー取得
26	PF事業者	27	—	—
計		1,223	—	—

公的個人認証サービス (JPKI) のメリット

- オンライン口座開設等における本人確認の方法として自撮り方式を採用している事業者が多くあるところ、自撮り方式に加えてJPKI方式も導入しサービス提供している銀行と資金移動業者のそれぞれにJPKIのメリット/効果をヒアリング。
- 入力/自撮りレス等のUX向上のほか、入力内容/本人確認書類の真贋等の確認事務削減による導入効果が大きいとのこと。

【JPKI導入前後の本人確認フロー】



【導入により得られた具体的なメリット】

顧客の
メリット

- ① 氏名・住所・性別・生年月日が自動で申請画面に転記されるため、**手入力が不要**
- ② 本人確認の申請から完了までにかかる時間が**約2分の1に短縮**

事業者の
メリット

- ① 偽造された本人確認書類による**犯罪目的等の不正な申請が大幅に減少**
- ② 撮影画像や入力された住所の目検チェック等による**事務コストが約3分の1に減少**

事業者のメリット②の具体的な内容：以下が削減可能

- ✓ OCR等の入力情報確認システム利用にかかるコスト
- ✓ 撮影画像・入力された個人情報の誤字等をチェックする人員
- ✓ 顧客の問い合わせを受け付ける人員
- ✓ 人員削減による執務室などの設備コスト
- ✓ 撮影画像や入力された個人情報に誤りがあった際の顧客対応

民間事業者におけるマイナンバーカード利用の導入効果について

- 銀行や証券など、民間サービスの申し込みへの活用に、幅広く利用が広がっている。
(R8.2.28現在、民間事業者1,223社がサービスを提供)
- デジタル庁において、JPKIの導入事業者にヒアリングを行ったところ、マイナンバーカードによるJPKIを活用した本人確認の導入効果については以下のとおり。
- マイナンバーカードが国民の7割以上に普及する中で利用割合が増加していること、本人確認に要する時間が短縮されること、導入企業の事務負担の軽減に繋がることが確認されている。 ※2025/01現在

項目	A社 (証券会社)	B社 (銀行)	C社 (資金決済業)	D社 (インフラ企業)
利用方法	オンラインでの証券口座開設	オンラインでの銀行口座開設	オンラインでの資金移動口座開設	オンラインでの本人確認
JPKIによる本人確認の利用割合 2022年度→2024年度	10%⇒50% (5倍に増加) ※本人確認書類の画像をアップロードする方式、本人確認書類のコピーを郵送する方式がJPKIに置き換えられた。	0%⇒50% ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式に加えJPKIを利用。	15%⇒40% (2.6倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式がJPKIに置き換えられた。	44.8%⇒54% (1.2倍に増加) ※本人確認書類の画像と本人画像のアップロードによる方式に加えJPKIを利用。
本人確認に要する時間	短縮	約2分の1	数時間(従来)⇒即時 ※電子的に送信された本人確認書類の真正性確認に要する時間が短縮された。	短縮 ※本人確認書類の真正性確認に要する時間が短縮された。
本人確認に要するコスト	減少 (事務処理費用が約5分の1に)	減少 (人件費が約5分の4に)	約5分の1	1件あたりのコスト 約10分の1
その他	なりすまし抑止	不正口座開設が減少 不備率が低下	不正申請が減少	なりすまし抑止

非対面の本人確認手法の方針について

背景

- かねてより、050携帯電話等を用いた犯罪を抑制するにあたって、携帯電話取得時の本人確認が課題であり、ルフィ事件をきっかけに、犯収法等の本人確認方法について、犯罪リスクの高い方法（eKYCの画像撮影方式や郵送方式等）を、堅牢性の高い公的個人認証サービスに移行させるべく、警察庁・総務省・金融庁・デジタル庁間で協議を開始したものの、
- 2023年3月17日には、緊急対策プラン（閣議決定文書）が公表され、「携帯電話不正利用防止法及び犯罪収益移転防止法等で定められている本人確認の実効性の確保のため、制度改正を含め、非対面の本人確認においてマイナンバーカードの公的個人認証機能の積極的な活用を推進する」といった記載がされたところ。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2023年6月9日閣議決定

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化
 - (3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進
 - ⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

(前略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく**非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し**、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2025年6月13日閣議決定

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における非対面の本人確認方法の見直し

- 犯収法（2027年4月1日）
- 携帯電話不正利用防止法（2026年4月1日）

対面での本人確認時のICチップ情報の読み取り義務付けの方針について

- 2024年、偽造したマイナンバーカードの券面を本人確認に利用し、他人になりすまして他人の携帯電話のSIMを再発行させ、携帯電話番号などを乗っ取る「SIMスワップ」による詐欺行為が相次いで発生した。
- 2024年6月18日に、犯罪対策閣僚会議において国民を詐欺から守るための総合対策（閣議決定文書）が公表され、「犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。（中略）さらに、公的個人認証による本人確認を進める。」といった記載がされたところ。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2024年6月21日閣議決定

第3 重点政策一覧

1. デジタル化による成長戦略

○【No.1-36】 犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。**対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。**また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。



デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）2025年6月13日閣議決定

具体的な目標：犯収法、携帯電話不正利用防止法における対面の本人確認方法の見直し

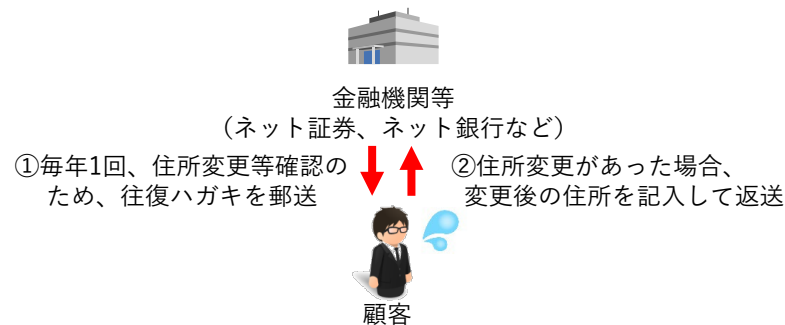
- 犯収法（2027年4月1日）
- 携帯電話不正利用防止法（2027年4月1日）

公的個人認証サービスを利用した最新の基本4情報提供サービス

金融機関等がSP事業者となることで、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等*を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報）

サービス活用前

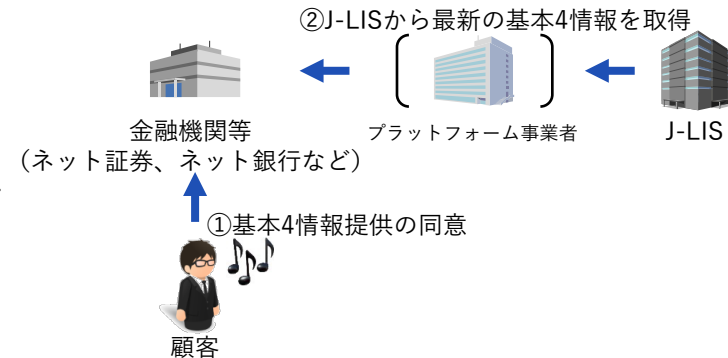
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- ・ 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- ・ 必ず返信が来るとは限らない
- ・ 郵送費がかかる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる



- ・ 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- ・ いつでも照会できる
- ・ 往復はがきでのやり取りが不要になる
- ・ 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

参考（デジタル庁HP）：[最新の利用者情報（4情報）提供サービス](#)

デジタル認証アプリサービス

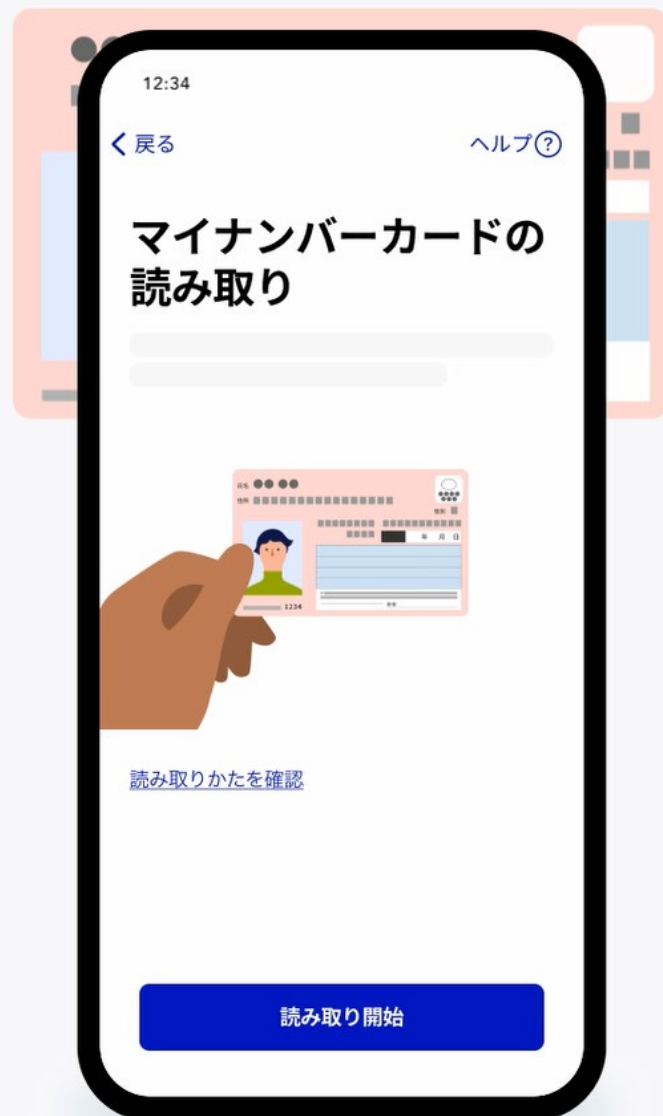
～スマートフォンで提供するサービスの基盤

デジタル認証アプリに対するお問い合わせ数

650+

デジタル認証アプリの申込数

450+



利用シーン

行政機関での利用



自治体の施設予約
地域通貨
図書館での図書の貸出管理
など

民間事業者での利用



銀行・証券口座開設
個人間取引プラットフォーム
GovTech, FinTechシステム
など

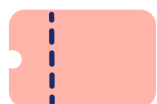
行政機関と民間事業者の両方での利用



本人確認システム
電子・オンライン申請システム
ノーコード、ローコードシステム
など

電子証明書に応じて2種類のAPIを選択可能

※官民のサービス主体に対してデジタル庁が提供するAPIです



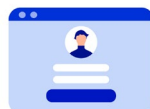
居住者向け地域
クーポン



施設のオンライン予約



口座開設



アカウント登録
/リカバリー



①認証API (マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた認証)

電子利用者証明の検証と利用者証明用電子証明書の有効性確認の結果等を連携
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能
OpenID Connect / OAuth 2.0 により簡易な組み込みが可能

活用例



ECサイトやネットバンキングログイン時の本人確認に



公共施設やシェアリングサービスなどのオンライン予約時に



ライブ会場等での酒類購入時の年齢確認に



地域アプリ登録時のオンライン本人確認

②署名API (マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いた署名)

署名値と署名用電子証明書を連携 (認証APIと異なり、電子署名の検証は行わない)
行政機関向けに限り署名用電子証明書の有効性を確認
マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いた4情報連携機能も利用可能

【参考】 サービス詳細情報とAPIドキュメントについて

より詳しい情報は、サービスサイト及びデジタル庁開発者サイトをご確認ください。

サービスサイト

<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>

The screenshot shows the homepage of the 'デジタル認証アプリ' (Digital Authentication App). The main heading is 'マイナンバーカードで本人の確認を簡単に' (Easily confirm your identity with My Number Card). Below this, it states '2024年6月末にアプリの公開を予定しています' (We plan to release the app by the end of June 2024). There is a navigation menu with 'お知らせ' (Notice) and '目次' (Table of Contents). The '目次' section includes links for 'アプリの概要' (App Overview), 'デジタル認証アプリサービスAPIの利用を検討するみなさまへ' (For those considering the use of the Digital Authentication App Service API), 'よくある質問' (FAQ), and 'デジタル認証アプリについて' (About the Digital Authentication App). The 'アプリの概要' section is partially visible at the bottom.

デジタル庁開発者サイト

<https://developers.digital.go.jp/documents/auth-and-sign/implement-guideline/>

The screenshot shows the 'デジタル認証アプリ APIリファレンス (民間事業者向け)' (Digital Authentication App API Reference for Private Businesses) page on the Digital Agency Developer Site. The page is titled '認可エンドポイント' (Authorization Endpoints) and describes the OpenID Connect endpoints. It includes a 'QUERY PARAMETERS' section with details for 'response_type' and 'scope'. The 'response_type' parameter is a string with a value of 'code' and an example of 'response_type=code'. The 'scope' parameter is a string with a value of 'openid name address birthdate gender user_certificate sign' and an example of 'scope=openid name address birthdate gender user_certificate sign'. A table at the bottom lists the scopes and their descriptions: 'openid' (required), 'name' (required for basic 4 information acquisition), and 'address' (required for basic 4 information acquisition).

スコープ名	説明
openid	必須。
name	基本4情報取得を要求する場合設定
address	基本4情報取得を要求する場合設定

マイナアプリ（アプリの統合）概要

- 2026年夏頃「マイナポータルアプリ」に「デジタル認証アプリ」の機能を統合し「マイナアプリ」として提供予定
- これにより、ひとつのアプリでマイナンバーカードの本人確認を完結でき、国民と、サービスを提供する事業者・行政機関の双方にとって利便性が向上
- 統合に伴い、アプリ呼称のほか、アプリアイコン、一部の画面デザインの変更を予定

国民のメリット

- さまざまなサービスや手続を**アプリひとつで**。複数アプリのダウンロードや切替えが不要に
- デジタル認証アプリを利用していた官民の様々なサービスにおいて、実物のマイナンバーカードに加えて「**Androidスマホ用電子証明書**」「**iPhoneのマイナンバーカード**」での**認証・署名が可能**に

官民のサービス提供者のメリット

- 国民のUX向上により、サービスの申込や利用の増加を期待
- 統合時点で「デジタル認証アプリサービス」を利用する官民のサービスにおいては、そのアプリやシステムの改修なく「Androidスマホ用電子証明書」「iPhoneのマイナンバーカード」に対応



マイナポータルアプリ

「マイナポータル」の利用（ログインや署名、外部サイトとの連携など）および「Androidスマホ用電子証明書」「iPhoneのマイナンバーカード」の設定・利用のためのアプリ



デジタル認証アプリ

官民のサービスに対して、マイナンバーカードを使った認証・署名を行うためのアプリ



デザインはリリース時に変更される可能性があります。

マイナンバーカード対面確認アプリ

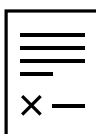
○対面確認アプリとは？・・・



- ・対面有人での券面確認で見抜けのないカードの偽造対策として、ICチップに格納された券面情報を読み取り、その情報をアプリの画面に表示するデジタル庁公式アプリ。
- ・実物のマイナンバーカード（ICチップ）と、「iPhoneのマイナンバーカード」双方の読取に対応。
※「iPhoneのマイナンバーカード」の読取りは、iPhone、Androidいずれの端末でも可能
- ・利用者の暗証番号入力なしで、安全に属性情報（氏名・生年月日・住所など）の取得が可能。
※iPhone利用時は端末の生体認証により本人同意を取得。
- ・アプリストアから、スマートフォンにアプリをダウンロードするだけで利用可能。
※マイナンバーを表示可能な「マイナンバー版アプリ」については、自治体へのみ提供。デジタル庁への申請が必要。
- ・本アプリは、個人情報保護の観点から画面に表示した情報を端末内に保存せず、またスクリーンショット等による保存もできない仕様となっているが、対面で取得した情報を業務に活用したいという事業者ニーズを踏まえ、取得データを連携・活用できる SDK の提供も行っている（民間事業者へも提供。デジタル庁への申請が必要。）。

○想定される利用シーン

- ・契約時の本人確認（金融・通信・不動産等）
- ・年齢確認（飲食・娯楽・チケット販売）
- ・自治体窓口での本人確認 等



マイナンバーカード対面確認アプリ（実物のマイナンバーカード）

○利用の流れ

1. 利用をはじめる

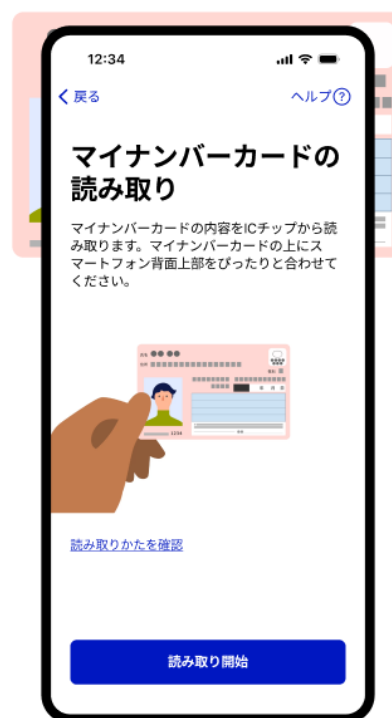


2. マイナンバーカードの表面をカメラで読み取る

※OCR機能を活用



3. マイナンバーカードのICチップを読み取る



4. 内容を確認する



※スマホ内に、個人情報保存されない。

マイナンバーカード対面確認アプリ (iPhoneのマイナンバーカード)

○利用の流れ

1.利用をはじめる



2. 確認内容を選択する



3.お客さまのiPhoneと近づける お客さまにて提供の承認をする



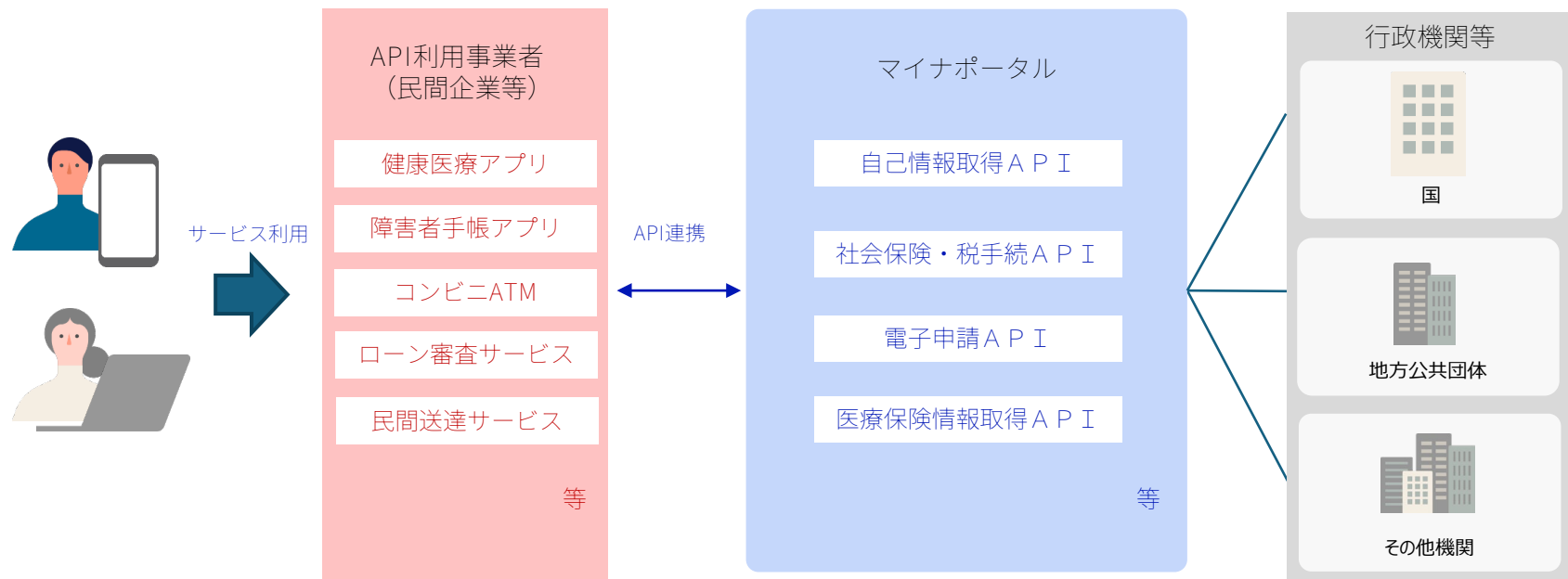
4.結果を確認する



※スマホ内に、個人情報 は保存されない。

マイナポータルAPIとは

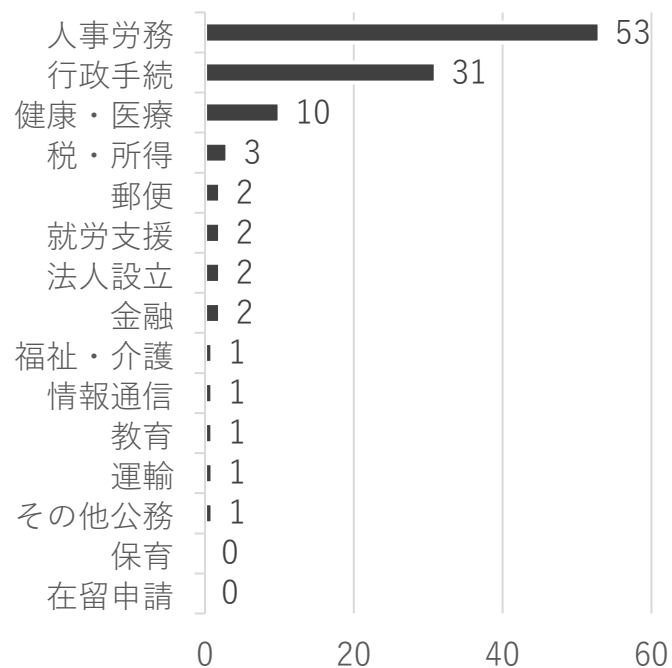
- マイナポータルで提供する機能を、サービス提供者が利用できるようなAPIを提供することで、官民の様々なサービスにおけるデータ利用・利便性向上を推進する仕組みです。
- 近年では、特に健康医療領域において取得できるデータの拡大や、APIを利用するサービス・ユースケースの拡大が顕著であることから、本日マイナポータルAPIの最新動向につきご説明いたします。



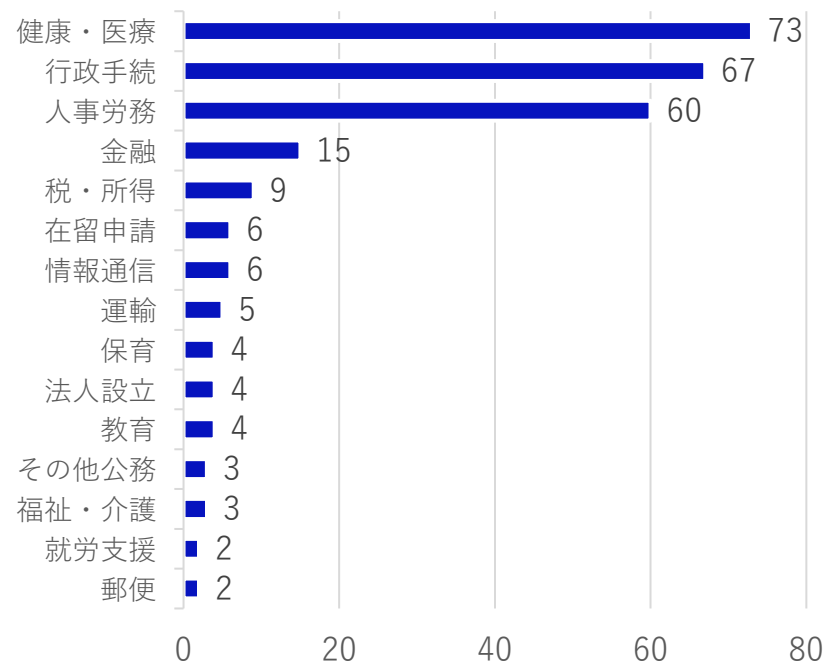
マイナポータルAPIの利用拡大に向けて

- マイナポータルに連携される情報については随時関係省庁と表示画面も含めて協議させていただいている一方、APIとして開放したデータの利用目的等については原則デジタル庁（健診等情報を取り扱う場合には総務省・厚生労働省・経済産業省に協議）にて審査を実施している状況。
- データ活用のニーズや用途の拡大を踏まえ、データ所管省庁におかれては、マイナポータルに連携するデータの民間事業者等におけるユースケースや利用目的等の想定についても必要に応じて協議させていただき、データの適正利用と事業者における積極活用にご協力いただきたい。

2023.3時点：110事業



2026.3時点：267事業



(参考) マイナポータルAPIを用いた事業者サービス提供例

婚活サービス

- ・婚活アプリ利用の際に戸籍情報を連携することで、自身の独身証明が可能に
- ・利用API：自己情報取得API（戸籍関係情報）

ヘルスケア

- ・薬剤情報等の連携により、お薬手帳用QRを読み込まなくともPHRデータが一元管理可能に
- ・自動更新されたデータをもとに「服薬アラーム」などPUSH型の健康管理も可能に
- ・利用API：医療保険情報API（薬剤・健診情報等）

障がい者福祉

- ・交通チケットや有料道路の障がい者割引の適用について、障がい者手帳情報を連携することでオンライン上での手続を可能に
- ・利用API：自己情報取得API（障がい者手帳情報）

人事労務

- ・年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを取得し、各種申告書への自動入力が可能に
- ・利用API：民間送達接続API

ローン審査

- ・カードローン・クレジット審査の際、所得情報をマイナポータルを通じて提出することで、収入証明の取得・提出が不要に
- ・利用データ：自己情報API（所得情報）

スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

これまで

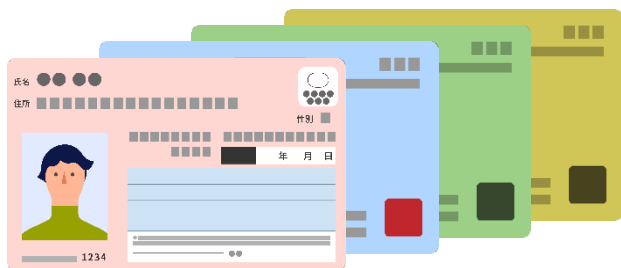
①マイナンバーカードを持ち運び



②マイナンバーカードの読み取り
& 暗証番号の入力



③物理カードでID提示



これから

スマホ一つでOK



カードをかざす必要なし
& 生体認証でOK

スマートフォンの顔認証や指紋認証



スマホでID表示・提供



iPhoneのマイナンバーカードとは

- 令和7年6月24日にサービス提供を開始した、「iPhoneのマイナンバーカード」は、iPhone (Appleウォレット) に入れて利用できるマイナンバーカード。
- Android端末で対応している電子証明書の機能に加え、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真を証明する機能（属性証明機能）について、搭載サービスを開始。



iPhoneのマイナンバーカード 国民向けポスター・リーフレット

デジタル庁
Digital Agency

※
手軽に、本人確認も、行政手続も。
あなたのマイナンバーカードを
あなたのiPhoneの中に。



最新のマイナポータルアプリを使って
iPhone (Appleウォレット) に追加できます。



iPhoneのマイナンバーカード

<https://services.digital.go.jp/mynumbercard-iphone>

規約が適用されます / (※)本人確認を通じてマイナポータルへのログイン、コンビニでの証明書取得などの行政サービスを簡単、安全かつ便利にご利用いただけます。今後、対面での本人確認など1回利用が拡大します。/ Apple, Appleのロゴ、Apple Watch, Apple Wallet, Face ID, Touch IDは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2025 Apple Inc. All rights reserved. なお、Android端末ではAndroidスマホ用電子証明書搭載サービスが利用できます

iPhoneのマイナンバーカードでできること

マイナンバーカードをiPhone (Appleウォレット) に追加して利用できます。
行政サービスを簡単・安全かつ便利にご利用いただけます。

※マイナ免許証など、一部ご利用いただけないサービスがあります。

住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を、iPhoneのマイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアで取得できます。



Face IDやTouch IDで、簡単・安全にマイナポータルへのログインや署名ができます。
※マイナポータルでは、薬や医療費、引越し手続きなどの行政サービスを利用できます。



iPhoneのマイナンバーカードの安全性



Appleウォレットに追加したマイナンバーカードは、iPhoneのFace IDやTouch IDで安全に保護されます。あなたのマイナンバーカードはあなたしか使えません。



iPhoneのマイナンバーカードには、あなたの医療や銀行口座などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

用意するもの

マイナンバーカードをiPhoneに追加するために、以下の4つをご用意ください。



実物のマイナンバーカード

1 2 3 4

マイナンバーカード券面入力用暗証番号
(数字4桁)

A1B2C3

マイナンバーカードの署名用パスワード
(英数字6～16文字)



マイナポータルアプリ
最新版をダウンロードしてご利用ください
<https://apps.apple.com/jp/app/id1476359069>

マイナンバーカードを搭載したiPhoneを紛失した場合は、実物のマイナンバーカードと同様、マイナンバー総合フリーダイヤルへ、24時間365日体制で、iPhoneのマイナンバーカード機能の一時利用停止を受け付けています。Appleが提供する「探す」アプリでも、一時利用停止ができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル

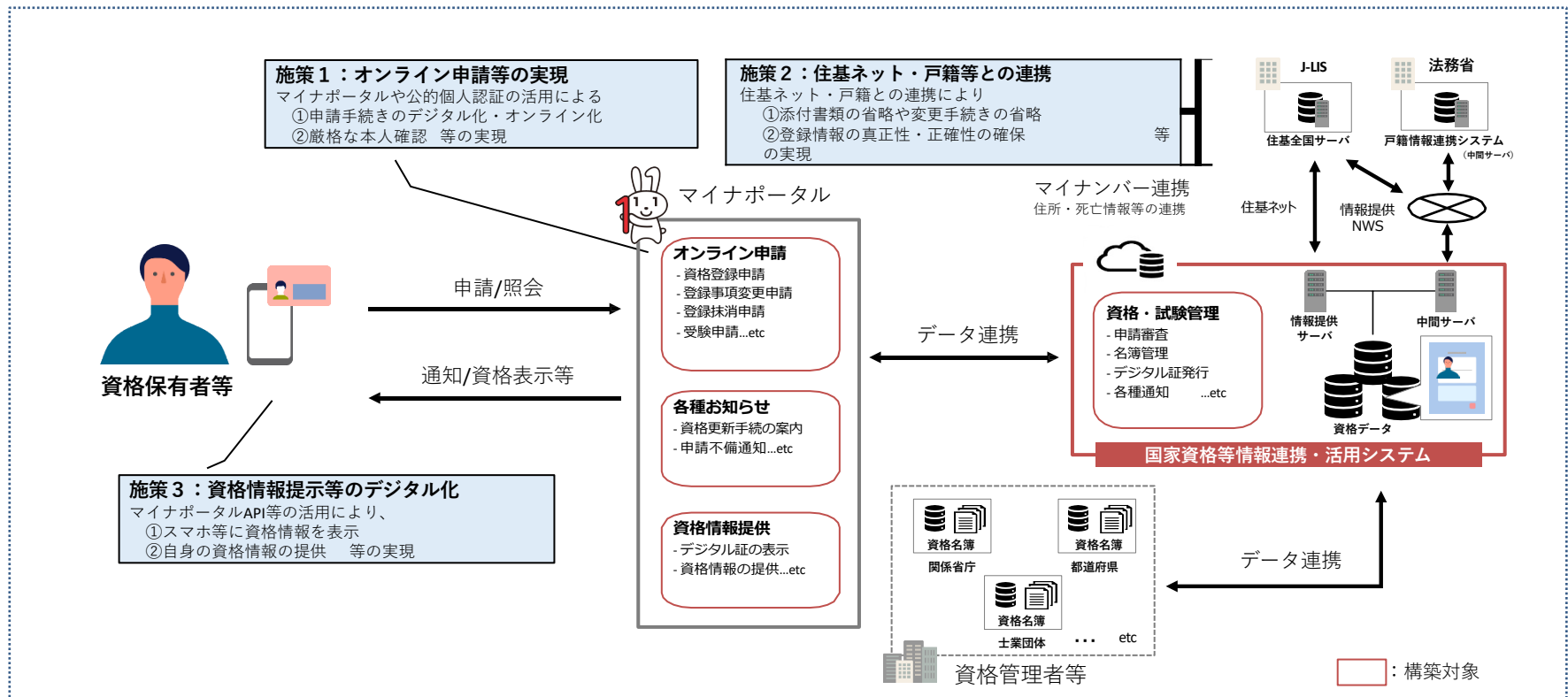
0120-95-0178

通常のお問い合わせは、平日は9:30～20:00、
土日は9:30～17:30(年末年始を除く)となります。

※マイナ保険証については、厚生労働省により、2025年7月から一部の医療機関等で実証実験を行った後、9月頃より環境がととのった医療機関から徐々に利用できる予定です / iPhoneのマイナンバーカードを利用するには、iOS18.5以降を搭載したiPhone Xs以降が必要です。iPhoneのマイナンバーカードはiPhoneのみで利用できます。Apple Watchやその他のApple製デバイスには対応していません。/ iPhoneのマイナンバーカードを設定するには、最新バージョンの「マイナポータル」アプリが必要です。/ iPhoneのマイナンバーカードは、実物のマイナンバーカードの代替にはなりません。実物のカードが必要とされる場所では、実物のマイナンバーカードを携帯してください。/ Apple, Appleのロゴ、Apple Watch, Apple Wallet, Face ID, Touch IDは、米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスにもとづき使用されています。TM and © 2025 Apple Inc. All rights reserved.

国家資格等のオンライン・デジタル化について

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。



国家資格等のオンライン・デジタル化のメリット（資格保有者）

オンラインで申請できる

マイナポータルより、資格の新規取得・住所又は氏名等変更の申請ができる



添付書類は省略

住民票や戸籍に関する書類はマイナンバーを活用して連携



オンライン決済に対応

申請に必要な支払いは、お知らせを受け取ってオンラインで決済



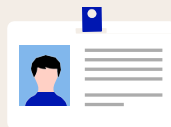
登録情報をいつでも確認

確認したい時に、すぐに関覧できる



デジタル資格者証を利用できる

デジタル資格者証※のデータを提供可能
※ 資格を保有していることの確認ができる電子データ



デジタル庁

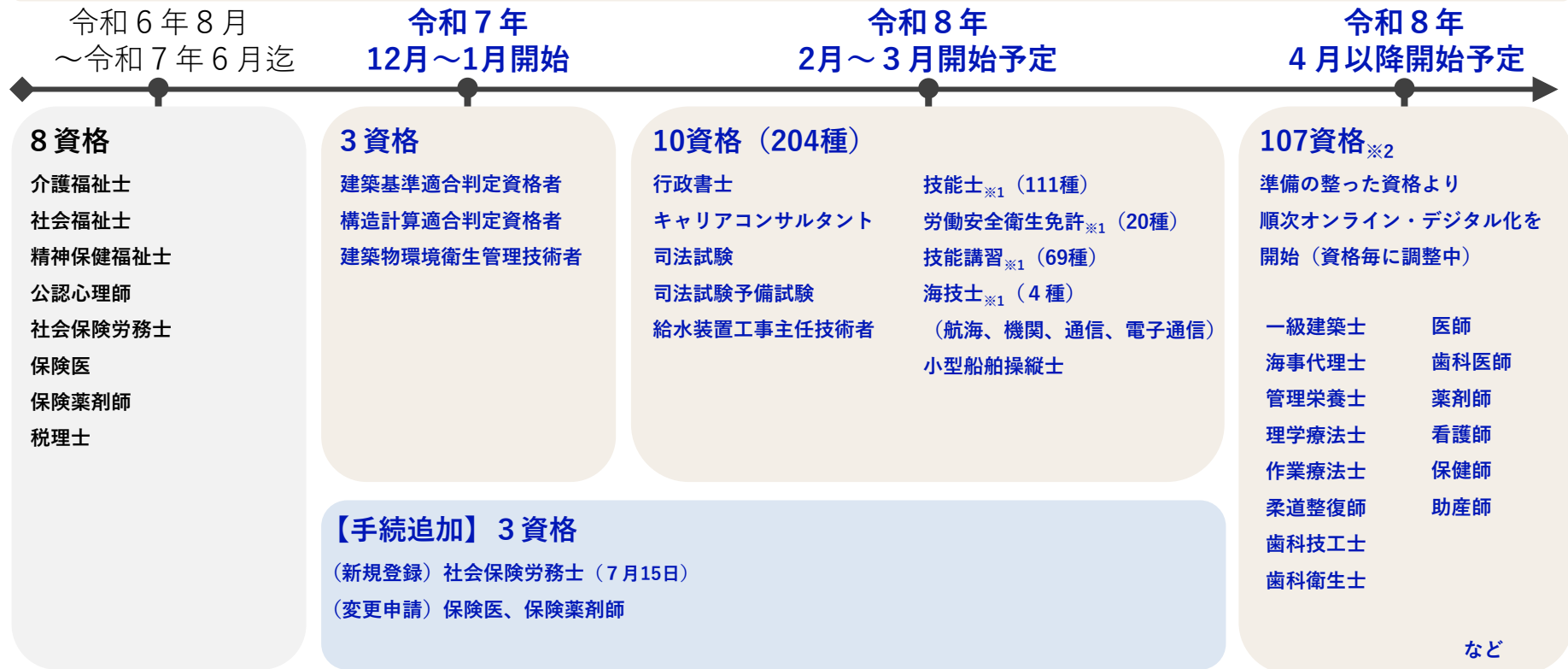


令和6年度より、それぞれの国家資格で順次サービスを開始しています（実際の取扱いは資格により異なります）。

資格をお持ちの皆様やこれから取得される方は、新規取得や婚姻・引越しの際、また、デジタル資格者証が必要な際に、マイナポータルよりご利用下さい。

国家資格等のオンライン・デジタル化 令和7年度以降の対応スケジュール

資格毎に必要な調整を進めており、準備の整った資格より順次オンライン・デジタル化を開始予定



※1 証明する専門的知識や技能が異なる複数の免許区分を有する資格・免許等 (当該免許区分について「種」として表記)

※2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経験認定医師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、栄養士、建築物調査員、建築設備等検査員、情報処理安全確保支援士、調理師、専門調理師、登録販売者、全国通訳案内士、地域通訳案内士、職業訓練指導員、製菓衛生師、クリーニング師、受胎調節実地指導員、教員、一級建築士、二級建築士、木造建築士、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、理容師、美容師、精神保健指定医、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、社会保険労務士 (紛争解決手続代理業務試験)、年金数理人、難病指定医 (協力難病指定医) ※3、小児慢性特定疾病指定医 ※3、准看護師 ※3、公認会計士、外国公認会計士、会計士補、危険物取扱者、消防設備士、無線従事者、船舶局無線従事者証明、電気通信主任技術者、工事担任者、司法書士、土地家屋調査士、通関士、教員 (特区市町村) ※3、技術士、技術士補、麻酔科標榜医、獣医師、火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、ガス主任技術者、電気工事士、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、中小企業診断士、主任技術者 (電気事業法)、液化石油ガス設備士、計量士 ※3、弁理士、海事補佐人、安全統括管理者 (海上運送法)、運航管理者 (海上運送法)、宅地建物取引士、耐空検査員、航空従事者、操縦技能審査員、運航管理者 (航空法)、無人航空機操縦士、管理業務主任者、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者、放射線取扱主任者、愛玩動物看護師の計128資格。

※3 一部の都道府県よりオンライン・デジタル化を開始する資格・免許等

マイナンバーカードと電子証明書の更新を促すための広報媒体

マイナンバーカードおよび 電子証明書の有効期限・更新 (デジタル庁ウェブサイト)

マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新

最終更新日:2025年12月17日

「マイナンバーカード」と「電子証明書」はオンラインでマイナンバーカードを連携する際にも本人であることを電子的に証明するもの。(参考:電子証明書について(マイナンバーカード総合サイト))には有効期限があります。有効期限はそれぞれに設定されており、更新が必要で、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限のお月から3か月前をお知らせ(有効期限通知)が送付されますので、お早めに関わり、更新の手続きをお願いします。

新着情報

- 2025年11月18日
 - 広務社に「おまかせマイナンバー」サービスに関する「マイナンバーカード 更新の手続きのご案内」について利用期間を通知しました。
- 2025年11月4日 広務社にCM動画を掲載しました。
 - マイナンバーカードの有効期限・更新篇 (1/2:2025)
 - ダウンロードフォーム
- 2025年10月15日
 - 広務社にマイナンバーカードの更新の手続きについてのリーフレットを掲載しました。
- 2025年9月5日
 - 広務社にCM動画のサムネイル画像を掲載しました。

目次

- [マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限](#)
- [更新手続きについて](#)
 - [マイナンバーカードの更新手続\(4つの方法\)](#)
 - [電子証明書の更新手続](#)
- [よくある質問](#)
- [広務社](#)
 - [動画](#)
 - [おまかせマイナンバー](#)
 - [掲載画像](#)



マイナンバーカードの安全性理解を促すための広報媒体

「便利を、安心とともに。
マイナンバーカード」動画



動画 (30秒) ※音声なし



リーフレット



マイナンバーカードの安全性
(デジタル庁ウェブサイト)

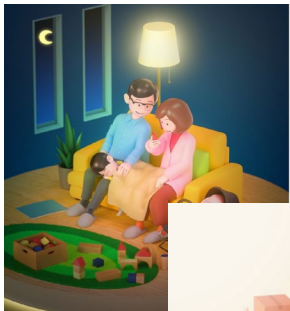


マイナンバーカードのメリットの認知を促進する広報媒体

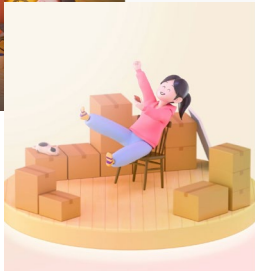
「できます。が増えてます」動画

リーフレット
(「できます。が増えてます。マイナンバーカード」)

マイナンバーカードの利用シーン
(デジタル庁ウェブサイト)



オンラインで
児童手当の申請なども、
✓できます。



マイナポータルから
転出届を提出、
✓できます。

「子育て手続き」
動画 (15秒)
※音声なし



「引越し手続き」
動画 (15秒)
※音声なし





スマートフォン搭載を促す広報媒体

ポスター・リーフレット



ポスター



リーフレット



スマートフォンのマイナンバーカード
(デジタル庁ウェブサイト)

スマートフォンのマイナンバーカード

最終更新日:2026年1月23日

「スマートフォンのマイナンバーカード」は、マイナンバーカードの機能をスマートフォン (iPhone、Android端末) に追加して利用できるサービスです。

概要

「スマートフォンのマイナンバーカード」は、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに追加して利用できるサービスです。暗証番号入力代わりに、顔や指紋などの生体認証を使って、簡単かつ安全に本人の確認ができます。マイナンバーカードの保有者で対応可能なスマートフォン端末をお持ちのかたは、どなたでも無料で利用できます。

iPhoneをご利用のかたは「iPhoneのマイナンバーカード」、Android端末をご利用のかたは「Androidスマホ用電子証明書搭載サービス」のページで詳細をご確認ください。

目次

- 概要
- 変更箇所やサービス
- はじめかた
- よくある質問
- 対応を検討する民間事業者
- 広報資料
- 動画
- ポスター・リーフレット
- 関連情報

iPhoneのマイナンバーカード

iPhoneに入れて利用できるマイナンバーカードです。iPhoneひとつで行政手続きや民間サービスへの申込ができます。

Androidスマホ用電子証明書搭載サービス

Android端末に搭載して利用できるマイナンバーカードです。スマホひとつで行政手続きや民間サービスへの申込ができます。

概要

「スマートフォンのマイナンバーカード」は、マイナンバーカードの機能をスマートフォン (iPhone、Android端末) に追加して利用できるサービスです。